

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例適合プレート交付要領

(趣 旨)

第1条 さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成16年さいたま市条例第22号。以下「条例」という。）第9条に基づき、事業者及び市民の福祉のまちづくりへの理解を深めるため、さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例適合プレート（以下「適合プレート」という。）を交付することとし、必要な事項を定める。

この適合プレートは、生活関連施設を対象に、高齢者、障害者等をはじめだれもが安全かつ円滑に利用できるよう配慮をしてあることを広く知らせるために当該生活関連施設に掲示するものとする。

(適合プレートの交付)

第2条 適合プレートは以下の生活関連施設に対して交付する。

1 交付対象

適合プレートの交付は適合証の交付請求のあった生活関連施設を単位として交付するものとする。ただし、学校などの用途上不可分な一連の建築物及び2以上の用途により構成される複合建築物である場合は、代表施設に対して交付するものとする。

2 交付基準

条例第16条第2項に基づく適合証を受けた生活関連施設とする。ただし、建築物に関しては、次の各号に掲げるものに限る。（共同住宅又は寄宿舎を除く。）

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合に1以上設置する、みんなのトイレ、ゆとりブース及び男子用小便器並びに乳幼児設備のある便所については、共用部に設置されているもの。
- (2) 前号に掲げる便所のほかに同等の機能を有する便所を設置する場合は、各々の整備基準に適合しているもの。

(標示の方法)

第3条 適合プレートは移動等円滑化経路又は特定経路上の出入口や施設の受付などの見やすい場所に標示するものとする。

(適合プレートの返納)

第4条 市長は、条例第16条第3項の規定に基づき適合証の返納を求めるときは、生活関連施設の所有者等に対し適合プレートの返納を求めることができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年1月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。